

ベトナムにおける
卸売、小売業に関する規制について

(2024年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ホーチミン事務所

海外展開支援部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ホーチミン事務所が西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 ホーチミン事務所に作成委託し、2024年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 ホーチミン事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 ホーチミン事務所に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・ホーチミン事務所

E-mail: VHO@jetro.go.jp

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail: Platform-bda@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 外資参入規制.....	1
1.1. 主たる適用法令.....	1
1.2. 外資による出資上限規制.....	1
1.3. 外資流通事業者に関する追加的な規制.....	2
2. 食品を取り扱う場合の規制.....	3
2.1. 許認可等.....	3
2.2. 報告・検査.....	3
3. 新規参入時の事前対応.....	3
3.1. 法人設立（DPI 関係）.....	3
3.2. 許認可の取得（DOIT 関係）.....	5
3.3. 小売店舗の立地に関する規制および複数店舗の開設に関する規制.....	6
3.4. 消防設備に関する規制.....	7
4. 労働者に関する規制.....	7
4.1. 労働許可.....	7
5. フランチャイズに関する規制.....	8
5.1. 概要.....	8
5.2. その他の留意点.....	9

本報告書では、食品を中心とする製品に関する卸売・小売業を行う日系企業が、ベトナムに進出し事業運営を行う際に服する規制について解説する。

本報告書の構成は以下のとおりである。まず、1.において、日系企業が自ら投資して卸売・小売業を行うという前提の下、食品業に限らず適用を受ける一般的な外資規制について解説する。次に、2.において、食品を取り扱う場合の個別的な規制について解説する。続いて、3.において、新規参入時に事前に対応が必要な法人設立や店舗設置に関する規制について解説し、4.において、現地の法人が雇用する労働者等に関する規制について解説する。最後に、5.において、日系企業が現地のパートナー企業との間で契約を締結し、当該パートナー企業がフランチャイズ事業を行う場合の規制について解説する。

1. 外資参入規制

1.1. 主たる適用法令

- ベトナムのサービス分野に関する WTO 公約（以下「**WTO 公約**」という。）
- 2020 年投資法
- 政令 31/2021/ND-CP（以下「**政令 31**」という。）
- 政令 09/2018/ND-CP（以下「**政令 09**」という。）
- 通達 34/2013/TT-BCT（以下「**通達 34**」という。）

1.2. 外資による出資上限規制

(i) 概要

結論として、外国投資家は、卸売・小売業において、外資 100%を可能とする市場アクセスを有し、実務上も外資 100%の会社は実際に多数存在する。ただし、流通する商品の種類や ENT の要件などのいくつかの制限に服する。

2007 年 1 月の WTO 加盟により、ベトナムでは、2009 年 1 月 1 日以降、流通サービス（小売、フランチャイズを含む。）への外資 100%による参加を認めることが国際的に約束された。しかし、タバコ・葉巻、書籍、新聞、雑誌、媒体を問わないビデオ記録、貴金属・宝石、医薬品類、サトウキビ・ビート糖は、WTO 公約 Schedule の第 II.4 項に従った自由化の例外的な品目となっている。

また、ベトナムと日本が加盟し、2019 年 1 月からベトナムで施行されている環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（以下「**CPTPP**」という。）においても、流通サービスの市場アクセスに関する公約がなされている。CPTPP においては、WTO 公約と内容の差異は基本的に小さいものの、WTO 公約と比較して、いくつかの厳格な要件が緩和されている。第 1 に、CPTPP の Annex I の第 I-VN-4 項によれば、ベトナムは、2024 年 1 月から、Economic Need Testing（以下「**ENT**」という。）の要件を撤廃する。第 2 に、Annex II の第 II-VN-12 項によれば、CPTPP は、WTO 公約と比較して、卸売・小売業の未約定商品リストから米と砂糖の 2 品目が削除されている。もともと、かかる CPTPP の規則を国内法に変換するベトナム国内の法令等は存在していない。具体的

には、米と砂糖は、国内法上で市場アクセスが開放されていない商品のリストに依然として含まれており、2024年1月までに実施される ENT 要件を撤廃する新たな立法の兆候はない。かかる CPTPP の規制に関する公式の告知が実際になされることが期待される。

なお、流通サービスに関する具体的な条件は、政令 09、通達 34 および決定 27/2018/QD-TTg に規定されている。

(ii) 投資優遇措置

ベトナムへの投資の際、投資優遇措置が認められる類型が存在するが、流通サービスは、原則として投資優遇措置の対象外である。ただし、投資優遇区域（社会経済的条件が厳しい地域、特に困難な地域、工業団地、輸出加工区、ハイテクパークまたは経済特区を含む。）に立地する小売業等への投資事業の場合には、当該投資事業は投資優遇措置を受けることができる（投資法第 15.2(b)、第 16.2 条および第 19 条ならびに政令 31 Annex III）。

1.3. 外資流通事業者に関する追加的な規制

(i) 販売品目に関する規制

(1) 当局承認

法令上、外資流通事業者により販売される商品は、営業許可上の必須項目の 1 つである（政令 09 第 11.1 条(c)）。営業許可上の商品の詳細について、それ以上の立法指針は存在しないものの、商工省（以下「MOIT」という。）は、2018年8月7日付公式書簡 No. 6219/BCT-KH において、販売される商品は、申請者の書類および商工局（以下「DOIT」という。）の審査に合わせて記録されるとの見解を示した。実務上、複数の省の DOIT は、営業許可に記録される販売商品について、法律で禁止されている商品を除くすべての商品を含むものとして包括的に記録するのではなく、少なくとも名称を特定しなければならないと保守的に考えている。

結果として、小売販売することができるのは、営業許可に基づいて当局が承認した品目のみである。当局の承認した品目以外の販売を申請者が希望する場合は、品目の追加申請を行う必要がある。

(2) 流通自由化品目

通達 34 第 2.3 条によれば、同通達の Appendix 03 に記載されていない商品については、無制限の販売権（代理店、卸売、小売のサービスを提供する権利を含む。）が付与される。同通達の Appendix 03 に記載されている、外資系企業による卸売・小売の自由化の対象外となる品目は、タバコ・葉巻、書籍、新聞、雑誌、媒体を問わないビデオ記録、貴金属・宝石、医薬品類、火薬類、石油加工品・原油、米、サトウキビ・ビート糖である。しかし、上記 1.2(i)のとおり、CPTPP では米と砂糖が上記リストから除外されたため、ベトナムにおける外国投資家の流通部門が若干開放された。

(ii) 小売店舗に関する規制

後記 3.3 を参照されたい。

2. 食品を取り扱う場合の規制

2.1. 許認可等

(i) 就業者の資格要件

食品の小売業を行う場合、事業所の長ならびに食品生産および食品貿易に直接関与する者は、衛生に関する要件を満たし、食品安全に関する研修を受けなければならない（食品安全法第 36.1 条(d)および(dd)）。

(ii) 食品安全適格性証明書

食品の小売業を行う場合、法令に定める場合を除き、食品を流通させる施設の食品安全適格性証明書を取得することが必要である（政令 15/2018/ND-CP（以下「政令 15」という。）第 11.1 条）¹

a. 所管当局

販売する食品に応じて、DOIT または MOIT（通達 43/2018/TT-BCT 第 6 条）

b. 法定処理期間

完全かつ有効な申請書類を受領した日から 15 日（食品安全法第 36.2 条(b)）

2.2. 報告・検査

(i) 定期報告

食品の小売業を行う場合、営業開始後に以下の定期報告が必要である。

- 投資プロジェクトの実施に関する四半期および年次報告（投資法第 72.2 条(a)）
- 商品取引および取引に直接関連する活動の状況に関する年次報告（政令 09 第 40.1 条(a)）

(ii) 定期検査

食品の小売業を行う場合、食品安全衛生に関する年 1 回以内の定期検査が必要である（通達 43/2018/TT-BCT 第 8 条）。

3. 新規参入時の事前対応

3.1. 法人設立（DPI 関係）

(i) 投資登録証明書

(1) 新規投資事業（小売業を実施する会社）を登録するための投資登録証明書（以下「IRC」という。）の取得（投資法第 37.1 条）

a. 所管当局

- 投資プロジェクトが実施される中央レベルの省・市の計画投資局（以下「DPI」という。）: (i) 2 つ以上の中央レベルの省・市で実施される投資プロジェクト、(ii) 経済

¹政令 15 第 12.1 条によれば、小規模食品事業を行う者、包装済食品の取引を行う者、または次の認証（GMP、ハザード分析・重要管理点（HACCP）、食品安全マネジメントシステム ISO 22000、国際食品規格（IFS）、食品安全のためのグローバルスタンダード（BRC）、食品安全システム認証（FSSC 22000）またはこれらと同等の認証）のいずれかを有し、有効期限が残存している者は、食品安全適格性証明書の対象とならない。

特区外に立地する投資プロジェクト、(iii)経済特区内外に跨って立地する投資プロジェクト、(iv)管理委員会が設置されていない経済特区で実施される投資プロジェクトまたは当該経済特区の管理委員会の管理範囲外の投資プロジェクトに適用される。

- 経済特区の管理委員会：経済特区内に立地する投資プロジェクトに適用され、DPIの権限に従う状況を除く（投資法第39条）。

b. 法定処理期間

事前承認を要しない場合は、完全かつ有効な申請書類を受領した日から15日（政令31第36.3条）

c. 実務上の留意点

実務上、所管当局は、通常、IRCの取得期間として15営業日を要する。IRCの申請を審査する過程において、所管当局は、制限対象または未申請のビジネスラインが仮にある場合、関係省庁の意見を参考にする場合がある。また、IRC申請書類審査の過程で、外国投資家の投資計画を実現する能力も審査され、当該事業における投資家の経験、財務能力等が厳格に検討される（投資法第33.1条および政令31第36.1条）。

(2) 新規投資プロジェクト（出店予定の小売店舗）を登録するための、第2のIRCの取得（投資法第37.1条）

- a. 法令上、外資系企業は、必ずしも投資プロジェクトを持たないとしても、本社以外に支店、駐在員事務所および営業所を設立する権利を有する（政令31第64.3条）。しかし、一部の当局（ホーチミン市DPI等）は、「小売店舗は、法定された一定期間（投資法第3.4条）にわたり、特定の行政区画において投資活動を行うための中長期資本の支出に関する計画の集合であるため、小売店舗は投資プロジェクトとみなす」とする保守的な見解を有している。したがって、小売店舗ごとに、上記(1)の会社設立のためのIRCに加え、第2のIRCが必要となる。

b. 所管当局、法定処理期間

上記(1)aおよびbと同じ。

c. 実務上の留意点

IRCの申請を審査する過程において、所管官庁は、投資プロジェクト（小売店舗）の交通条件および都市計画の満足度について、人民委員会の意見を参考にする場合がある。

(ii) 企業登録証明書

(1) 新会社を登録するための企業登録証明書（以下「ERC」という。）の取得（2020年企業法第27条、第28条）

a. 所管当局

会社の本店所在地の中央レベルの省・市のDPI（政令01/2021/ND-CP第14.1条(a)、第15.1条）

b. 法定処理期間

申請日から3営業日（2020年企業法第26.5条）

c. 実務上の留意点

会社は、ERCの内容を、ビジネスラインおよび設立株主または外国株主のリスト（事業の種類が持株会社の場合）とともに、30日以内に全国企業登録ポータル(NBRP)上で公表しなければならない（企業法第32条）。

3.2. 許認可の取得（DOIT関係）

(i) 小売業営業許可

(1) 小売業営業許可の取得

小売業を行う場合、小売業を営むための営業許可の取得が必要である（政令09第9.1条）。

a. 所管当局

会社の本店所在地のDOIT

b. 法定処理期間

完全かつ有効な申請書類の受領日から10営業日または（小売する品目が米、砂糖の場合）約1月（政令09第13.4条ないし第13.6条）。米、砂糖の小売営業許可に関して長期間を要するのは、MOITおよび他の関係省庁の意見を参考にするためである（政令09第8.3条(a)）。

(2) 外資系企業に関する規制

政令09第5条によれば、外資系企業は、商品の小売流通を行うために、営業許可を取得することが要求されている。

(ii) 小売店舗毎の許可

小売店舗を設置する場合、各実店舗の小売店舗許可の取得が必要である（政令09第22条）。小売店舗の立地に関する規制および複数店舗の開設に関する規制の内容については、下記3.3.を参照されたい。なお、会社の本店と同一の省に所在する1店舗目の小売店舗の小売店舗許可の申請は、上記(i)の営業許可の申請と同時に行うことができる（政令09第5.4条）。

a. 所管当局

小売店舗の所在地のDOIT。DOITは、小売店舗許可の発行に関し、MOITに意見を求める（政令09第8.3条(c)）。

b. 法定処理期間

- ENT要件の対象とならない小売店：DOITが完全かつ有効な申請書類を受領した日から20営業日（政令09第28条）
- ENT要件の対象となる小売店：DOITが完全かつ有効な申請書類を受領した日から58営業日。（政令09第29条）

c. ENT要件

下記3.3.(ii)と同じ。

(iii) 特定商品の取扱許可

省当局の厳格な管理の対象となる特定の商品の小売業を行うためには、当該特定商品に係る取扱許可の取得が必要である。なお、特定商品の取扱許可の申請は、上記(i)の営業許可の申請と同時に行うことができる。

a. タバコを取り扱う場合

- 上記(i)(ii)の許可に加えて、地区、地方都市の人民委員会の商工・経済局から、タバコ小売許可を取得しなければならない（政令 67/2013/ND-CP 第 4.2 条、第 27 条および第 28 条）。
- 法定処理期間：完全かつ有効な申請書類を受領した日から 15 営業日以内

b. 酒類を取り扱う場合

- 上記(i)(ii)の許可に加えて、経済・経済基盤局から、酒類小売許可を取得しなければならない（政令 105/2017/ND-CP 第 4 条、第 13 条、第 23 条、第 25 条）。
- 法定処理期間：完全かつ有効な申請書類を受領した日から 10 営業日以内

(iv) 食品安全適格性証明書

上記 2.1(ii)を参照されたい。

3.3. 小売店舗の立地に関する規制および複数店舗の開設に関する規制

(i) 店舗の立地に関する規制

- (1) 流通事業者の店舗の立地は、関連する承認された計画に適合することが要求される（政令 09 第 22.1 条(c)条）。さらに、ENT 要件の対象となる店舗に関しては、下記(ii)(2)の ENT 要件の基準を通じて、立地に適用される制限が間接的に課されている（政令 09 第 23 条）。
- (2) 上記 3.2.(ii)の小売店舗許可の申請書類には、店舗の立地に関する要件が満たされていることを記載する必要がある。特に、申請者は、店舗の住所、一般/共用区域、関連区域および店舗の設立に使用する区域の説明ならびに政令 09 第 22.1 条(c)に規定される条件の充足についての説明を、店舗所在地に関する書類（政令 09 第 27.2 条(a)）に添付して提出しなければならない。
- (3) 店舗の場所に関する文書は、次の文書のいずれかであることが法定されている（政令 09 第 3.17 条）。
 - a. 基本契約書（MOU）
 - b. 賃貸借契約書
 - c. 外国投資会社が小売店舗用の敷地を使用する権利を有することを正当化する文書、およびその他の添付書類。実務上、「その他の添付書類」とは、土地利用権証明書、建物所有権証明書、建築許可証、受入議事録等をいう。

(ii) 複数店舗の開設に関する規制

(1) 概要

政令 09 第 3.9 条および第 22 条によれば、1 店舗目の小売店舗を設立することを許可された小売業者は、2 店舗目以降の小売店舗を設立するための許可を申請することができる。一部の状況を除き、小売店舗許可の発行は、ENT 要件に従う。

(2) ENT 要件

政令 09 第 22 条、第 23 条、第 24 条および第 29 条によれば、外資系企業による多店舗営業に係る ENT 要件は以下のとおりである。

- a. 2 店舗目以降の小売店舗については、500 m²未満であり、商業施設に所在し、かつコンビニエンスストアまたはミニスーパーに分類されないものを除き、ENT 要件を充足しなければならず、その際、以下の基準を評価する（政令 09 第 23 条）。
 - 小売店舗が営業した場合、地理的市場区域の規模が影響を受けるかどうか
 - 地理的市場区域で現在営業している小売店舗数
 - 申請された小売店舗が、地理的市場区域における小売店舗および伝統的市場の安定性および事業運営に与える影響
 - 申請された小売店舗が、地理的市場区域における交通密度、環境衛生および火災防止に与える影響
 - 申請された小売店舗が、地理的市場区域の社会経済的発展に貢献する能力（具体的には、国内従業員の雇用創出、地理的市場区域における小売業の発展と近代化への貢献、地理的市場区域における環境と住民の生活条件の改善、国家予算への貢献能力と貢献度）
- b. ENT 要件の審査基準は、出店予定地域内の小売店舗数、市場の安定性、人口密度、その他いくつかの基準から構成される。現在、ENT 要件の審査は、省レベルの人民委員会によって行われている。
- c. 人民委員会は、DOIT の要請により、ENT 協議会を設立する。ENT 協議会は、2 店舗目以降の小売店舗開設の是非を審査する。DOIT は、ENT 協議会の承認を得た後、MOIT に意見を求めた上で、最終的に小売店舗設立の許可に係る証書を発行する。

3.4. 消防設備に関する規制

消防設備の定期点検は、政令 136/2020/ND-CP 第 16.3 条(b)に規定される特定の場所において、2 年に 1 度実施することが義務付けられている。

4. 労働者に関する規制

4.1. 労働許可

(i) 規制対象

ベトナムの法律に基づき設立された企業や組織で働く外国人労働者は、原則として、労働許可を取得することが義務付けられている。ただし、免除申請が適用される場合はこの限りではない（2019 年労働法第 153 条および第 154 条、政令 152/2020ND-CP（以下「**政令 152**」という。）第 7 条）。

(ii) 取得手続

使用者は、外国人労働者を利用しようとするときは、当該外国人労働者の利用開始予定日の 15 日前までに、本店所在地の労働傷病兵社会福祉局（以下「**DOLISA**」という。）お

よび労働傷病兵社会福祉省（以下「**MOLISA**」という。）に対して、説明報告書（職位、人数、専門知識、経験、給与、勤務時間等を含む。）を提出しなければならない（政令 152 第 4.1 条(a)）。また、職位・職名、勤務形態、人数、勤務地等について外国人労働者の必要性に変更が生じた場合には、事業主は、当該外国人労働者の使用開始予定日の 15 日前までに、その旨を **MOLISA** に報告しなければならない。また、2024 年 1 月 1 日より、**MOLISA** または **DOLISA** に対する外国人労働者の使用に関する説明報告書の提出予定日から 15 日前までに、**MOLISA** または地方雇用サービスセンターの情報ポータルにおいて、外国人労働者の採用が見込まれる職種に対するベトナム人労働者の募集公告が行われる。当該募集公告の内容には、職位・職名、職務内容、人数、資格要件、経験、給与、勤務時間および勤務地が含まれる。外国人労働者を採用することが見込まれる職位にベトナム人労働者が採用されない場合、使用者は、外国人労働者を採用する必要性を決定する段階（説明報告書の提出）に進むことができる。（政令 152 第 4.1 条(c)）。

(iii) 適用除外

ベトナムにおいて専門家、管理者、最高経営責任者、技術者として業務に従事し、勤務日数が 30 日未満かつ年間勤務日数が合計 90 日未満の外国人労働者は、労働許可を取得する必要はない（政令 152 第 7.8 条）。

5. フランチャイズに関する規制

5.1. 概要

(i) 主たる適用法令

- 2005 年商法
- 政令 35/2006/ND-CP（以下「**政令 35**」という。）
- 通達 09/2006/TT-BTM
- 政令 185/2013/ND-CP

(ii) 規制対象

外国のフランチャイザー（外国のフランチャイザーがベトナム国内でフランチャイザーとなり、ベトナムの会社とマスターフランチャイズ契約を締結する場合）は、**MOIT** にフランチャイズ登録²（2005 年商法第 291 条および政令 35 第 17 条）を行う必要がある。³

(iii) 登録手続

² なお、**MOIT** は、海外からベトナムへのフランチャイズ（ベトナム法で指定された輸出加工区、非関税地域または別個の関税地域から、ベトナム領域へのフランチャイズを含む。）についての登録を行う（政令 35 第 18.1 条 (a)）。

³ 2005 年商法第 284 条によれば、商業フランチャイズとは、フランチャイザーが、以下の要件に基づき、自ら商品の売買またはサービスの提供を行うことをフランチャイジーに許可し義務付ける商業活動を意味する。

- (i) 商品の売買またはサービスの提供は、フランチャイザーの商標、商号、事業ノウハウ、事業スローガン、事業ロゴおよび広告に関連してフランチャイザーが定めた事業組織の方法に従って行われること。
- (ii) フランチャイザーは、フランチャイジーの事業活動を監督し、支援する権利を有すること。

a. 所管当局

MOIT

b. 法定処理期間

完全かつ有効な申請書類の受領から5営業日以内に、MOITは、商業フランチャイズ事業を商業フランチャイズ登録簿に登録し、商業フランチャイズ事業の登録を承認する通知を申請者に発行する。MOITは、登録を拒否する場合、申請者に対して書面をもって通知し、かつ、その理由を明示しなければならない。申請が不完全または無効の場合、申請受領日から2営業日以内に、MOITは、申請を補足し完了するために申請者に対して書面をもって通知する。

(iv) 罰則等

以下の項目に該当する違反に対して、罰金（1,000万VND以上2,000万VND以下）が科される（政令98/2020/ND-CP第75条）。当該罰金は個人にも適用され、当該罰金が組織に適用される場合は金額が2倍となる（同第4.4条）。

- フランチャイズ登録を怠った場合。
- 条件を満たさずにフランチャイズ事業を行った場合。
- 登録されたフランチャイズ事業に変更が生じた場合において、当局への通知を怠った場合。

5.2. その他の留意点

(i) 登録・許認可に関するベトナム特有の規制

ベトナムのフランチャイザーは、フランチャイズをフランチャイジーに譲渡しようとする場合、譲渡前に少なくとも1年間は事業を運営する必要がある（政令35第5.1条）。

(ii) 外国企業が設立したベトナム国内子会社をマスターフランチャイジーとする可否

外国企業が子会社を設立し、当該子会社がマスターフランチャイジーとしてフランチャイズ事業を行うことは、法令上は禁止されていない。この場合、上記(i)のとおり、フランチャイザーである当該子会社は、少なくとも1年間にわたり当該事業を行う必要がある（政令35第5条）。また、外国子会社がマスターフランチャイジーとなるためには、少なくとも1年間にわたりフランチャイズ方式で事業を運営する必要がある（政令35第5条）。